

社会福祉法人翠明会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠明会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて評議員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分し、含まないものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費や宿泊費等を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される評議員等には、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員等の報酬等の額は、理事会において策定し、評議員会の承認をもって決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人の役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。なお、概算払いを要する場合は、根拠資料に基づき、前もって支払うことができるものとする。また、評議員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 評議員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 評議員等が理事会又は評議員会への出席、法人・施設運営のための会議等に出席した場合の旅費の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

1. 職務執行のため理事会等の会議へ出席したときは、その対価として、報酬を支給する。

[非常勤の役員の報酬]

(1) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	8,000 円

(2) 監 事

	日 額
理事会等会議への出席	8,000 円

別表第 2 (第 4 条関係)

[評議員の報酬]

	日 額
評議員会への出席	8,000 円

別表第 3 (第 5 条関係)

[役員等の会議出席旅費]

	支 給 額
日田市内	2,000 円
日田市外	4,000 円